

2023年9月15日

各位

北海道旭川市4条通8丁目
旭川信用金庫

インボイス制度開始に伴う当金庫の対応について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2023年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。

それに伴い、当金庫は適格請求書発行事業者の登録を行いましたので、登録番号をお知らせいたします。また、インボイス制度開始に伴う当金庫の対応は以下のとおりとなっております。ご不明な点等がございましたら、お手数をおかけ致しますがお取引店までお問い合わせください。

1. 適格請求書発行事業者登録番号

旭川信用金庫 T3450005000468

2. インボイス発行等について

(1) 手数料領収書への対応

従来より当金庫で手数料をお支払いいただいた際に発行しております手数料領収書に、インボイスに必要な項目を追加しますので、手数料領収書兼インボイスとしてご利用いただけます。

(2) インボイス通知書の発行

口座振替や融資実行金からの差し引き等により手数料をお支払いいただいております手数料領収書が発行とならないお取引につきましても、一定期間分のインボイスをまとめて表示したインボイス通知書等を発行致します。発行にあたっては、別途お手続きが必要となりますので、詳細についてはお取引店へお問い合わせください。

(3) 請求書への対応

当金庫から発行する手数料等に関する請求書については、インボイスに必要な項目を記載した様式にて送付させていただきます。

(4) ATM および両替機でのお取り扱いについて

3万円未満のATMや両替機の手数料は、インボイスの交付義務が免除されておりますので、現行との変更点はございません（従来どおりの取り扱いとなります）。

以上

国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」はこちらから



「インボイス通知書発行依頼書」はこちらをクリック！

